

青森大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

青森大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的、基本理念を学則第 1 条に明文化している。教育目的は、学部・学科ごとに学則において明文化され、それらは「地域とともに生きる大学」と「学生中心の大学」という個性・特色を示している。また、大学が目指す姿は学長の方針「学生が輝く大学の構築」として示されている。大学の使命・目的及び教育目的は役員や教職員が関与して策定や見直しを行い、学内外に広く開示している。大学の中期的な計画は、使命・目的を反映しており、大学の特色と大学が目指す姿に沿って、改革の方向性や課題への計画的な対応を示す内容である。

「基準 2. 学生」について

入学者選抜の終了後、アドミッション・ポリシーを踏まえたチェックリストで入学者と大学が求める人材像の適合を確認している。学修支援に関して、「青森大学における学生支援の方針」を定め、教務委員会及び学生委員会が教職協働で支援を実施している。キャリア支援についても、キャリア支援センターと各学部のゼミ担当教員等が教職協働で担っている。各キャンパスに研究、教育に必要な施設・設備を整備し、かつ有効に活用している。学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、少人数でのクラス編成を行い、履修者数が多い場合は、クラスを分ける等の対応を行っている。施設整備将来計画委員会は、学生から寄せられた学修環境を良くするための意見やアイデアをもとに、施設・設備の改善計画を策定し、改修や整備を実施している。

〈優れた点〉

- 学修支援の柱となる教務委員会及び学生委員会で教員が委員長、職員が副委員長を担うことで教職協働が担保され、綿密なコミュニケーションのもと、学修支援の実行力が高められていることは評価できる。
- むつ市の強い要望のもと開設されたむつキャンパスは、改修された下北文化会館を校舎として提供を受けて運営しており、大学の教育・研究だけでなく地元のコミュニティとしても活用されている点は地域に密着した大学の好例として評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

全学及び学部ごとのディプロマ・ポリシーは毎年のように見直しを行っており、ホームページなどで周知するとともに、新入生オリエンテーションで説明している。また、兼任

教員に示すシラバス作成要領にも明記している。シラバスは、教務委員会によってチェックされ、必要に応じて修正を行った上で、ホームページで公開している。ディプロマ・ポリシーに基づく「青森大学学修達成度評価ルーブリック」(以下「ルーブリック」という。)により全科目の達成目標を明示し、学生の単位修得状況及び GPA(Grade Point Average)に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成度を測定している。また、学位プログラムの評価に関して、全学共通の情報は学長室が、各学部が定めるベンチマーク等の基準に関する情報は各学部が収集して、質保証委員会において統合的に分析・評価を行っている。

〈優れた点〉

- 「地域創成科目」として「あおもり学」「ねぶた学」「地域貢献演習」等を置き、学生が卒業後も地域における活動に参画することを目標に、さまざまな地域連携をテーマに課題解決型学修により実践的に学んでいる点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のもと、副学長 5 人と学監 1 人を置き、学長の意思決定を支援する学長室を設置して、学長のリーダーシップが発揮できる体制を整備している。三つのキャンパスそれぞれに教学マネジメント遂行に必要な部署及び職員を配置し、教職協働により教学マネジメントの機能性を高めている。新任教員は原則として公募制で採用し、教員の昇任は「青森大学教育職員資格基準規程」に基づいて行っている。全てのキャンパスの教職員を対象に FD・SD 研修会を実施し、教職員合同の研修会も毎年開催している。「青森山田学園人事考課規程」にのっとり、職員各自や組織の目標を明確にして、資質・能力向上への取組みが具体化される仕組みとなっている。専任教員に個別の研究室を用意し、個人研究費や各種助成制度による学内資金の配分を行うなど、教員の研究活動のための環境が提供されている。

〈優れた点〉

- 教職協働の理念のもと、FD・SD 委員会を設置し、全学をあげて FD・SD 活動を推進しており、3 キャンパス体制を踏まえた教員及び職員が参画する作業部会、各部局単位での研修も積極的に行い、PDCA サイクルを確立している点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする諸規則に加えて、「青森大学の環境に関する方針」及び「青森大学における人権の尊重に関する方針」を定め、関係法令遵守のもとで大学運営を行い、適切に情報公開を行うなど、高等教育機関としての社会的責任を果たすよう努めている。理事は、寄附行為に基づいて選任され、理事会への出席状況は良好で、それぞれ担当を割当て、理事会の体制を強化している。法人と大学の運営に関する重要事項は青森大学協議会で協議され、法人と大学の意思疎通と連携を図っている。監事は理事会及び評議員会に出席して、監事監査チェック表に基づいて監査している。また、財務計画に基づいて予算編成を行い、業務を遂行し、収支バランスを考慮した財政運営を心掛けているが、安定した財務基盤の確立に向けて一層の努力が必要である。

〈優れた点〉

OSDGs 研究センターを開設するなど、環境保全に関して SDGs の考え方等を取入れた人づくりを実践している点は評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証については、「青森大学における内部質保証の方針」に全学的な方針を明示して、学長を委員長とする質保証委員会及び自己点検評価・認証評価審査対策委員会が実施した評価を全学情報交換会及び大学運営会議で審議している。自己点検・評価報告書を毎年作成して、自己点検評価・認証評価審査対策委員会が確認し、学長の承認を経て学内外に公表している。令和 6(2024)年度から学長室を設置し、IR(Institutional Research)機能を移管することで、情報の収集と分析を学長の意思決定につなげやすくしている。また、年度末に各部局は、自己点検・評価報告書の改善・向上方策を確認して次年度計画を立案し、質保証委員会の質保証部会がその計画と改善・向上方策の一貫性を確認することで、内部質保証の仕組みは機能している。

総じて、学長のリーダーシップのもと、大学の使命、教育目的を遂行し、「地域とともに生きる大学」と「学生中心の大学」という個性・特色をもって、学長が示した「学生が輝く大学の構築」に努めている。内部質保証については、学長を委員長とする質保証委員会及び自己点検評価・認証評価審査対策委員会を中心に自己点検・評価報告書を毎年作成し、その改善・向上方策を各部局の次年度計画に反映させている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域とともに生きる大学」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的に加えて、大学の基本理念が学則に具体的に明文化されている。また、教育目的は、学部・学科ごとに学則において明文化され、簡潔に記述されている。それらは「地域とともに生きる大学」と「学生中心の大学」という個性・特色を示しており、その反映である「学生に身に付けてほしい3つの力」は、ディプロマ・ポリシーに示されている。建学の精神、使命・目的、基本理念及び教育目的について、組織改編の際に見直して学則改正を行い、学長の方針として大学が目指す姿を記載した「学生が輝く大学の構築」を示すなど、社会情勢の変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定や見直しについて、教授会、大学運営会議、理事会を通じて役員や教職員が関与しており、それらは大学が作成した大学案内、学生生活ガイドブック等の冊子やホームページにより、学内外に広く開示している。

大学の中期的な計画は、使命・目的を反映しており、大学の特色と大学が目指す姿に沿って、改革の方向性や課題への計画的な対応を示す内容となっている。また、使命・目的に基づいた基本理念の3項目がディプロマ・ポリシーに反映され、それに基づいてカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが策定されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、三つのキャンパスに四つの学部を設置し、教育課程を編成するなど、必要な組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定められた教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、入学者選抜ガイド、ホームページへ掲載している。また、オープンキャンパス、進学説明会、高校訪問などで周知している。入学者選抜の終了後、入試課より各学部へチェックリストを送付し、入学者と大学が求める人材像が適合していることを確認しており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れの実施・検証を行っている。

入学定員に関しては毎年度 5 月 1 日現在の学生数を確認し、5 月定例理事会・評議員会で報告した後、大学運営会議で次年度以降の入学定員の見直しについて議論しており、入学定員に沿った適切な学生の受入れ数を維持している。令和 6(2024)年度に薬学部の安定した学生確保に向けて薬学部強化タスクフォースを立上げ、対策を実施している。

〈参考意見〉

○薬学部薬学科は収容定員未充足の状態であり、入学定員の見直しや薬学部強化タスクフォースを中心とした対応が図られているが、一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、「青森大学における学生支援の方針」に基づいて学修支援センターが中心となって、教務委員会、学生委員会等へ業務を分担して行っている。これらの委員会の委員長は教員、副委員長は職員としており、教職協働で実施している。

学修効果を高めるために平成 26(2014)年度からスチューデント・アシスタント制度を導入している。オフィスアワー制度を全専任教員が週 1 回以上設定している。

障がいのある学生への配慮は、学生委員会及び学生相談・特別支援センターが主体となって行っている。また、「青森大学における学生支援の方針」の中に、障がいのある学生支援の方針も明記している。中途退学者・休学者及び留年生への支援は IR 推進センターと離学者防止対策部会が協働で全学生を対象として毎週の出欠状況を可視化し、担任等が必要に応じて面談を行った結果、令和 5(2023)年度からその効果が現れている。

〈優れた点〉

○学修支援の柱となる教務委員会及び学生委員会で教員が委員長、職員が副委員長を担う

ことで教職協働が担保され、綿密なコミュニケーションのもと、学修支援の実行力が高められていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「青森大学における学生支援の方針」の中に進路支援についての考え方を明示し、この内容に基づき、1年次「キャリアデザインA」、3年次「キャリアデザインB」などの必修のキャリア支援科目やインターンシップ科目を開設している。

教育課程外の学生支援は、教職協働でキャリア支援センターや各学部のゼミ担当教員等が担っている。また、キャリア支援課に相談窓口を設置し、常時相談に対応できる体制を整えている。

インターンシップに関しては、ガイダンスを実施して参加を促し、学生は夏休み・冬休み期間等を利用して積極的に参加している。そのために必要なキャリア教育も実施している。こうした活動は単位化されており、学生が職業的自立に関する知識・技能を身に付ける仕組みが整えられている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導、奨学金などの経済的な支援は、学生委員会、学生課等が協働して担当している。心身に障がいのある学生への対応には学生相談・特別支援センターが、留学生の支援は留学生支援センターが当たっている。全学的には学生課が学生の相談窓口を開設し、薬学部学生向けには薬学教育センターに教職員を配置している。

青森キャンパスでは、保健室に看護師が常駐し、学生の健康相談等に対応している。東京キャンパスとむつキャンパスでは教職員が相談に対応しており、必要に応じて近隣の医療機関を紹介する等の支援を行っている。

部・サークル活動、大学祭等の課外活動支援は、学友会を中心に行っている。また、学業特待制度、特別奨学給付金制度、スポーツ・文芸特待制度、私費外国人留学生授業料等減免などの仕組みを設けている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

各キャンパスに研究、教育に必要な施設・設備を整備し、かつ有効に活用している。また、コンピュータ演習室を設置し、ICT（情報通信技術）環境を整備している。青森キャンパスの耐震対応が必要な建物については施設整備計画に基づき対応している。また、それぞれのキャンパスでは、必要なバリアフリー化が整備されており、施設・設備の利便性に配慮している。

各キャンパスは適切な規模の図書館・図書室を有しており、十分に利用できる環境を整備している。東京キャンパスとむつキャンパスの図書室は蔵書冊数の向上を計画している。学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、特に演習や実技科目については、原則として、1 クラス当たりの人数を授業にとって適切な少人数で編成することとしている。また、履修者数が多い場合は、クラス分けを行う等の対応を行っている。

〈優れた点〉

○むつ市の強い要望のもと開設されたむつキャンパスは、改修された下北文化会館を校舎として提供を受けて運営しており、大学の教育・研究だけでなく地元のコミュニティとしても活用されている点は地域に密着した大学の好例として評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援センターで全学生対象の「学修状況・満足度調査」を実施し、その結果を IR 推進センターが「学修状況調査（2023 年度）分析結果」と「満足度調査（2023 年度）分析結果」としてまとめ、教職員で共有するとともにホームページで学内外へ公表している。

自由記述形式で寄せられた意見・要望のうち学修支援に関する事項については、教務委員会で回答を作成し、学生向けに掲示している。また、学生生活の支援に関する事項につ

いては、学生委員会が主導して検討し、関連情報を提供するなど学生向けに掲示し、改善に結びつけている。これに加えて、学生相談・特別支援センターの月次会議で保健室の利用状況、相談状況等が担当看護師から報告されている。

学生から寄せられた学修環境に関する意見やアイデアをもとに、施設整備将来計画委員会において施設・設備の改善計画を策定し、改修や整備を実施している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に定められている教育目的と基本理念に基づき、全学のディプロマ・ポリシーに加え、学部ごとのディプロマ・ポリシーも策定されている。全学及び学部ごとのディプロマ・ポリシーは毎年のように見直しが行われている。これらは、入学者選抜ガイド、学生生活ガイドブック、ホームページ等で周知され、新入生オリエンテーションでの説明や兼任教員に示すシラバス作成要領への明記において周知を徹底している。

ディプロマ・ポリシーに基づくルーブリックを整備し、進級・卒業における判断基準を 4 学部全てで設けている。単位認定基準については学則第 10 条と履修規程に明記されている。これらについては初回の授業時や新入生オリエンテーション、在学生ガイダンスで周知している。進級・卒業判定は、各学部教授会で厳正に実施している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、入学者選抜ガイドや学生生活ガイドブック、ホームページ、兼任教員へのシラバス作成要領を通じて周知している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は毎年のように見直しを行っている。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。シラバスは教務委員会がチェックし、必要に応じて修正を行った上でホームページに公開しており、適切に整備されている。単年度に履修可能な単位数の上限を設定している。

教養教育は適切に設置されており、さまざまなアクティブ・ラーニングの方法を取入れている。専門教育においても同様である。教授方法の改善については FD・SD 委員会が担い、授業改善の研修や、教員間の授業公開などを行っている。

〈優れた点〉

○「地域創成科目」として「あおり学」「ねぶた学」「地域貢献演習」等を置き、学生が卒業後も地域における活動に参画することを目標に、さまざまな地域連携をテーマに課題解決型学修により実践的に学んでいる点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価のために「学修成果の評価に関する方針」を定めている。そのうち「学生個人の評価の方法」では、ルーブリックを全科目のシラバスでの達成目標に明示し、学生の単位修得状況及び GPA に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成度を測定している。また、「学位プログラムの評価の方法」は、各学部においてベンチマーク等の基準の具体化及び見直しを行ったものである。このことによって、学部の特徴に応じた多角的な学修成果を評価している。

学修成果の点検・評価に関する改善とフィードバックは、「学位プログラムの評価の方法」をもとに教授会、質保証委員会で行っている。また、各教員が作成する授業改善方策においては、教員自身が「改善が必要」と評価した項目について改善策も記載することとし、教員の自主的な授業改善を促している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のもと、副学長 5 人と学監 1 人を配置しているほか、学長による意思決定を支援するための学長室を設置し、学長によるリーダーシップが適切に発揮される体制を整備している。

教学に関する重要事項については、学長会議で素案を作成し、その内容について各学部の教授会にて議論している。その結果を踏まえて、全学情報交換会にて状況の報告を行い、その後の大学運営会議で審議するなど、教学マネジメントを構築している。また、教授会においては、情報の共有を図るとともに、学則等により、教学に関する重要事項について学長への意見を述べる場であることを明確にしている。

青森・東京・むつの 3 キャンパスに、教学マネジメント遂行に必要な職員を配置し、教職協働の体制を確立し、教学マネジメントの機能性を高めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

適切に教員を採用して、教養教育と専門教育のバランスをとった上で、設置基準に定める必要専任教員数を満たす教員を配置し、「青森大学教育職員資格基準規程」に基づく教員の昇任を行っている。

キャンパスの異なる全教職員を対象として FD・SD 委員会が FD・SD 研修会を実施するとともに、各学部においても FD 活動を計画的に実施し、授業の内容及び方法の改善に向けて積極的に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人内の SD 活動として「青森大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」に基づき、FD・SD 委員会にて全学ベースでの全教職員を対象とした教職員研修会を定期的で開催しているほか、各部局単位において、各部局の課題に応じた研修会を実施している。

職員の資質・能力向上への取組みとしては、「青森山田学園人事考課規程」にのっとり、職員各個人や組織上の目標を明確にし、取組みが具体化される仕組みとなっている。

〈優れた点〉

○教職協働の理念のもと、FD・SD 委員会を設置し、全学をあげて FD・SD 活動を推進しており、3 キャンパス体制を踏まえた教員及び職員が参画する作業部会、各部局単位での研修も積極的に行い、PDCA サイクルを確立している点は評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究活動を支援する体制については、教員が共同研究を実施するための組織として青森大学附属総合研究所を設置するほか、専任教員に個別の研究室を割当てると、適切な環境を提供している。

研究倫理については各種規則を整備し、倫理委員会が中心となって研究の倫理審査を実施している。

研究活動への資源配分としては、個人研究費や各種助成制度による学内資金の配分を行うとともに、科学研究費助成事業等の獲得と適正な使用のため規則を設け、研究推進・社会連携課においてその人的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと、大学運営を行い、適切な情報公開をすることによって、高等教育機関としての社会的責任を果たすことのできる運営をしている。

理事会と評議員会を定期的で開催するとともに、円滑な法人運営のために青森大学協議会を設置し、大学の使命を実現するための努力をしている。

環境保全に関して、「青森大学の環境に関する方針」を定め、普及啓発活動、人材育成等に取り組んでいる。人権の尊重に関して、「青森大学における人権の尊重に関する方針」を定め、人権侵害を防止するための調査や啓発等に取り組んでいる。安全への配慮に関して、「青森大学における危機管理に関する規則」を定め、教職員や学生等の安全確保を図っている。

〈優れた点〉

○SDGs 研究センターを開設するなど、環境保全に関して SDGs の考え方等を取入れた人づくりを実践している点は評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において理事会を法人の最高意思決定機関と位置付け、年 4 回の定例理事会及び必要に応じて臨時理事会を開催している。また、理事会において法人運営に関する重要事項を審議し、法人の業務を決するとともに、質疑応答等を通じて、理事の職務の執行状況を確認し、監督している。

理事は、寄附行為第 12 条に基づき選任されており、理事会への出席状況も良好である。理事には、それぞれ担当を割当て、理事会の体制強化を図っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学の運営に関する重要事項は青森大学協議会で協議され、法人と大学の情報交換を行って、意思疎通と連携を図っている。

教職員の提案等は、教授会、キャンパス運営会議等から全学情報交換会に重要案件があり、更に大学運営会議に審議案件として提案され、必要なものは理事会・評議員会で報告・審議されるよう整備されている。

寄附行為に基づいて評議員を選任し、適切に運営を行っている。評議員会の同意を得て理事長によって選任された非常勤の監事 2 人は、その 1 人以上が理事会及び評議員会に出席して業務推進状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を監事監査チェック表に基づいて監査している。監事は、毎年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に監査結果を報告している。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期的な計画として、令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの経営改善計画を策定し、理事会で審議している。この経営改善計画の中には、収容定員を充足するための方策や各年度の適切な学生受入れ数、離学者防止策等を考慮した財務計画が含まれており、収支バランスを考慮した予算編成を行っている。経常収支は連続して支出超過となっているが、令和 6(2024)年度からは体制を刷新し、業務の総合的見直しに基づいた業務遂行に取り組んでいる。また、安定的な財務基盤を確立すべく寄付金など外部資金導入に向けた取り組みについても努力している。

〈改善を要する点〉

○事業活動収支差額比率や運用資産余裕比率が低位で推移し、経常収支が連続して支出超過となるなど、安定した財務基盤を確立しているとはいえ、収支均衡に向け、実効性のある計画立案と進捗管理を着実にを行うなど一層の改善を要する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき規定した「青森山田学園経理規程」「青森山田学園予算管理規程」等の学内経理規則に基づき、会計処理・予算管理を行っている。

監査体制においては、監事、監査法人、内部監査室の三様監査体制を構築しており、三者で意見交換をするなど緊密な連携のもと、適正な組織運営に資する監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「青森大学における内部質保証の方針」において、全学的な方針を明示し、質保証委員会及び自己点検評価・認証評価審査対策委員会を質保証の中核組織としている。各部局の評価の実務は委員会に部会を設けて実施し、質保証委員会が分析・評価を担当している。また、教職員の諸活動に関しては自己点検評価・認証評価審査対策委員会が担当している。学長を委員長とする上記両委員会による評価は、全学情報交換会及び大学運営会議の審議を経ることとしており、責任体制は明確である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年、第1回の質保証委員会で内部質保証の年間計画を確認し、学部、委員会等がその計画を執行しており、年度末には各部局が策定した総括を質保証委員会が確認している。業務等の進捗状況は教授会、委員会等、事務局会議、キャンパス運営会議、全学情報交換会及び大学運営会議でエビデンスに基づいて報告され、必要な場合には審議を行っている。自己点検・評価報告書を毎年度作成しており、自己点検評価・認証評価審査対策委員会に提出・確認された後、学長の承認を経て学内外に公表している。

令和5(2023)年度まで、IR推進センターが情報の収集・分析・提供や各部局が行う調査の分析支援等を行ってきたが、令和6(2024)年度から学長室を置き、学長室にIR部局を移して、現状把握や中期的計画の策定等に必要な情報の収集と分析を学長の意思決定につなげやすくしている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目6-3を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、年度末の質保証委員会において、「学位プログラムの評価の方法」で定めたデータに基づく各学部教授会における総括結果が報告され、次年度に向けた改善点が示され、フィードバックを行っている。アドミッション・ポリシーに関しては、入学者選抜の方法に基づいて初年次対応を行っている。

中期的計画は、自己点検・評価及び認証評価の結果等を踏まえて学長が策定し、大学運営会議で審議し、理事会で承認している。年度末には、各部局は自己点検・評価報告書の改善・向上方策を確認して、次年度計画を立案し、質保証委員会の質保証部会がその計画と改善・向上方策の一貫性を確認しており、大学運営の改善、向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 地域とともに生きる大学

A-1. 学内体制・環境の整備

A-1-① 学内組織体制の整備について

A-1-② 学生・教職員に向けた普及啓発について

A-2. 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動

A-2-① 地域社会との連携・協力関係の強化について

A-2-② 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

A-3. 生涯学習活動

A-3-① 生涯学習事業の開催について

A-3-② 地域で開催される生涯学習活動への協力について

A-4. 大学施設の開放

A-4-① 大学施設の積極的な開放について

【概評】

大学では「青森大学における社会連携・社会貢献の方針」を定め、社会連携委員会のもとに、地域と大学をつなぐ窓口として社会連携センターを設置し、「地域とともに生きる大学」の実践に努めている。センターの諸活動の情報は、学外向けにはホームページ、SNS等で、教職員及び学生向けにはEメールや学内掲示を用いて情報を発信している。

大学は、八つの地方自治体、四つの地域経済団体、青森県内14校の高等学校等、合計45団体と連携協定を締結し、積極的に交流を行っている。高等学校においても、各連携校に教職員の担当者を割当て、コミュニケーションを密にとれる体制を整え、総合的な探究の時間の支援等の活動を行っている。また、社会連携センターでは、社会に貢献した個人又は団体を表彰する制度として地域貢献賞を整備している。

青森を代表する祭りであるねぶた祭には、「青森山田学園」として毎年参加しており、大学の教育目的を具現化する取組みである。また、学生には、基礎スタンダード科目の必修科目「ねぶた学」において、原則として「跳人（はねと）」としての参加を課しているのが特筆すべき点である。

生涯学習事業については45年にわたり「青森大学オープンカレッジ」を実施している。内容は、教員による公開講座を行う「市民大学」、地元再発見ツアー「みちのく散歩道」、そして冬のアクティビティを体験的に学ぶ「スキー教室」である。リピーターが多いのが特徴である。高校に対しても「出張講義」を実施している。

大学施設の開放については、積極的に地域活動等に生かすべく貸出しをしている。

